

警察と全件の情報共有を



1959年生まれ。警察庁時代に児童ポルノ禁止法などの制定に携わる。2005年に退庁し、弁護士に転身。

後藤 啓二さん

弁護士、NPO法人シン
クキッズ代表理事

厚生労働省の統計によると、毎年80人前後の子どもが虐待で亡くなっています。児童相談所がリスクを認識しながら虐待と見抜けず、命を救えなかった事件が繰り返されているのです。

今回の事件も、東京の児相は親に面会を拒まれた後、約1カ月間も放置していました。香川で一時保護されていたことを考えれば、児相はまず警察に連絡して結愛ちゃんの安否を確認すべきでした。

2014年の東京都葛飾区の坂本愛羅ちゃん(当時2)の事件では、警察が虐待を見逃しました。児相が警察へ情報提供せず、警察官が「子どもが泣き叫んでいる」という通報で家庭訪問をしたのに「夫婦げんかだ」と説明され引き揚げました。愛羅ちゃんは5日後に亡くなりました。私たちのNPOはこの件を

機に、児相が「虐待の疑いがある」と判断した案件は全て警察と情報共有するよう訴えています。警察も児相も虐待を見逃さず、適切な判断ができるようにするためです。

虐待のリスクが高い事例だけでなく、全件を共有すべきだと考えるのは、1回の家庭訪問でリスクの正確な判断は不可能だからです。2年前の埼玉県狭山市の例では、警察は通報を受け訪問した際に虐待ではないと判断を誤り児相に連絡せず、3歳の女の子の虐待死を防げませんでした。

この件を教訓に、警察は虐待の可能性がある情報は全て児相に提供し始め、昨年は6万5千件を通告しました。一方で児相から警察への提供は数%程度です。虐待リスクの低い案件は共有する必要はないと言われますが、そう判断した家庭で虐待死が起って

います。児相は情報を抱え込むべきではありません。

警察の全件共有には「親が相談しづらくなる」「監視社会になる」と懸念する声もあります。しかし小さな子は自ら助けを求め、逃げることはできません。児相が警察へ知らせず連携しないまま子どもが虐待死する、そんな社会でいいのでしょうか。

大阪府警にいた当時、深夜徘徊する少年や出会い系サイトで事件に巻き込まれた少女の多くが虐待被害者だったと知りショックを受けました。虐待が子どもに与える影響は重い。大人はできるだけ早く救わなくてはなりません。

高知や愛知など5県が全件共有に取り組み始めています。共有した事案は児相と警察が協議しながら対応していきます。海外でもこうした連携は行われており、英国では「フーキング・トゥギャザー」が虐待対応の理念です。児童虐待は一つの機関だけで対応できるほど甘くはありません。日本でも児相と警察、市町村、学校、地域などが信頼関係を築き連携して子どもを守るべきです。児相と警察の全件共有はその「第一歩」に過ぎません。(聞き手・藤田さつき)